

静岡県告示第398号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、民間子育て支援活動応援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年4月12日

静岡県知事 川勝平太

民間子育て支援活動応援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域の子育て力を高め、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るため、民間子育て支援活動応援事業を実施する民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「民間子育て支援活動応援事業」とは、静岡県内に主たる事務所又は活動拠点を有する民間団体が、子育てに係る地域の実情に応じた支援を行う別表1に掲げる事業をいい、別表2に掲げるものを除く。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

民間子育て支援活動応援事業に要する経費

(2) 補助率（額）

ア (1)に掲げる経費の10分の10以内とし、300万円を限度とする。

イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 補助金所要額調書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 資金状況調べ（様式第5号）

カ 団体概要（様式第6号）

キ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微なものは除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件あたりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 事業計画変更承認申請書（様式第7号）

イ 補助金変更所要額調書（様式第2号）

ウ 変更事業計画書（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第8号）

イ 補助金収支精算書（様式第2号）

ウ 事業実績書（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金に適用する。

別表 1

事業名	事業の内容
子育てに関する個別相談事業	子育てに関する個別相談を行う事業
地域における子どもの居場所づくり事業	地域において子どもの居場所づくりを行う事業
孫育て世代支援事業	子育て経験者の子育て支援活動を促進する事業
子育て中の父親支援事業	父親を対象とした子育て支援活動を行う事業
子育て情報発信事業	子育てに関する情報を発信する事業
子育て支援ネットワーク事業	民間の子育て支援団体と複数の市町とが連携して子育て支援活動を行う事業

別表 2

(1)	個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
(2)	従来の子育て事業をそのまま継続する事業（事業開始年度が平成22年度であるものを除く。）
(3)	国の負担金又は補助金の交付制度が設けられている事業
(4)	施設の整備（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含み、補助事業で使用するために必要な既存施設の改修（間仕切り設置、壁紙や床の張替え、親子トイレの設置等）を除く。）を目的とする事業
(5)	下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする事業
(6)	専ら団体構成員の福利厚生を目的とする事業
(7)	営利を目的とする事業
(8)	宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
(9)	公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある事業

様式第 1 号 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

民間子育て支援活動応援事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

平成23年度において民間子育て支援活動応援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

補助金所要額調書（補助金変更所要額調書、補助金収支精算書）

対象経費			名称			
支出(予定)額 のうち 対象経費 A	寄附金 その他の 収入(予定)額 B	差引額 (A-B) C	補助所要額 D	補助交付 決定額 E	補助受入済額 F	差引 過不足額 (D-F) G
円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 D欄に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額を記入すること。
 2 補助金所要額調書の場合は、E、F及びG欄は斜線を引くこと。
 3 補助金変更所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

名称

ア 事業名	
<p>イ 事業内容等</p> <p>(7) 該当要件 [子育てに関する個別相談 ・ 地域における子どもの居場所づくり ・ 孫育て世代支援 ・ 子育て中の父親支援 ・ 子育て情報発信 ・ 子育て支援ネットワーク] （該当するものを□で囲む）</p> <p>(8) 事業の実施方法 [直営 ・ 一部委託] （該当するものを□で囲む）</p> <p>(9) 事業内容 ※目的、期待される効果、対象者、回数、実施場所等を含めて具体的に</p> <p>(10) 事業実施期間</p>	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	比 較		備 考
		増	△減	
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	比 較		算 出 基 礎
		増	△減	
	円	円	円	
計				

- (注) 1 備考欄には、補助対象経費を括弧書きすること。
 2 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第6号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

団 体 概 要

平成 年 月 日現在

申 請 者	(フリガナ) 団体名		(フリガナ) 代表者名	
	所在地	〒	代表電話 F A X	
	団体種別	<input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他 () *該当にレ点		
	設立年月日	年 月 日	職員数	人 (うち常勤 人)
	事業内容 ※定款・規約 などで定め ている事業	(箇条書き)		
団 体 の 概 況	活動実績等 ※応募団体と しての実績が ない場合は応 募事業の中心 となるメンバ ーの活動実績	年 月 日 : (時系列・箇条書きにて簡潔に記入してください。)		
	他の補助金 の受領実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 *該 当 す る 方 に <input type="checkbox"/> 印	<input checked="" type="checkbox"/> の場合、下欄にご記入ください。書ききれない場合は、別紙 (様式任意) として作成し、添付してください。 (当該年) 補助金 (基金) 千円 平成23年度 (予定) *補助団体の名称 : *補助金の名称 : ----- (前年) 補助金 (基金) 千円 平成22年度 *補助団体の名称 : *補助金の名称 : ----- (前々年) 補助金 (基金) 千円 平成21年度 *補助団体の名称 : *補助金の名称 :	

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

民間子育て支援活動応援事業計画変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間子育て支援活動応援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間子育て支援活動応援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた民間子育て支援活動応援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第10号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間子育て支援活動応援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円